

岡山県公報		発行 岡山県	
			
目次		担当課（室）	
○ 指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止 【告示】		長寿社会課	
○ 保安林の指定予定		治山課	
○ "		"	
○ 保安林の指定施業要件の変更予定		"	
○ "		"	
【公告】		税務課	
○ 随意契約の相手方の決定		教育委員会	
○ 落札者等の決定		教育委員会	
○ 博物館の登録の抹消 【教育委員会】		教育委員会	
			目次
			担当課（室）

平成27年10月20日 岡山県公報 第11729号

◎岡山県告示第五百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十二条第一項の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止処分を行った。

平成二十七年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

特別養護老人ホーム第二鶴海荘

2 開設場所

岡山県備前市鶴海二四〇一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人岡山県視覚障害者協会

2 所在地

岡山県岡山市中区原尾島四丁目一七番三七号

三 指定の一部の効力の停止の内容及び期間

1 内容

新規入所者の受入の停止三月

2 期間

平成二十七年十一月一日から平成二十八年一月三十一日まで

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇一八五

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

◎岡山県告示第五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市宇治町宇治字水クレバ下タ一八六六の一、一八六六の二、字栗林下一八六七、字栗林道上一八六八、字清水谷一八六九、字大日名下タ一八七一、一八七二、一八七四、字大日名上エ一八七三、一八七五、一八七七、一八七八、字早風一八七六、二一九〇の一から二一九〇の三まで、字ノタウチバー一八七九、栗林ノ上一八八二、字水クレバ上一八八三、字ドロブケ久保一八九四、字槇原ノ上一八九五、字陣ノウ子一八九六、一八九八から一九〇〇まで、一九〇七、字水クレバ一八九七、字タハ東一九〇一、字谷ヲク一八九〇二から一九〇四まで、一九〇九、字槇原上一九〇八、字谷ヲクタハ二一七六、字陣ガウ子二一七七、二一七八、字大谷二一七九の一、二一七九の二、字城殿ワカレ二一八〇から二一八三まで、字ノタウチバ道上エ二一八四、字城殿横路上エ二一八五、字ノタウチバ道ノ上二一八六、字城殿向二一八八、二一八九の一、二一九の二、字女郎池尻二一九一から二一九三まで、字女郎池東二一九六、字女郎池二一九七、字天神山二二〇二、字城殿二二〇三、二二〇六、字城殿尻り二二〇七の一、二二〇七の二、二二〇八、字城殿横路下タ二二〇九、二二一〇、字竈二二一一から二二一三まで、宇治町遠原字赤畑二三七六、二三七七、二三七九、二三八〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市備中町布瀬字大滝上へ一七〇八、一七一二、字渡り上エ一七二〇、字墓ノ上

へ一七一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

総社市日羽字片山五三〇の一、字城麓五三一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

総社市美袋字東田一五四七、一五四八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東田一五四七（次の図に示す部分に限る。）、一五四八

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四一八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

平成二十七年十月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）の導入に要する税務システム
改修事業（設計）

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十七年十月九日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

五 契約金額

一七、八三〇、八〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、三二〇、八〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十条第一項第二号に該当するため

平成27年10月20日 岡山県公報 第11729号

〔四一九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 購入等件名及び予定数量

岡山県立学校及び教育機関で使用する電気の調達

使用予定電力量 七八、九九七、八五九キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成二十八年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁財務課

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十七年十月七日

五 落札者の氏名及び住所

丸紅株式会社

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

六 落札金額

一、五〇五、六六一、四五三円（うち消費税額及び地方消費税の額一一一、五三〇、四七八円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年八月二十八日

◎岡山県教育委員会公告

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次の博物館に係る登録を抹消した。

平成二十七年十月二十日

岡山県教育委員会

登録抹消 年月日	登録年月日 及び番号	設置者の名称	名称	所在地
平成二十七年九月三十日	昭和五十二年十二月二十日 第九号	一般財団法人岡山県備前陶芸美術館	一般財団法人岡山県備前陶芸美術館	岡山県備前市伊部一六五九一六